

第4章 子育て支援の充実に向けた施策展開

重点施策1 教育・保育の質と量の充実

本市は、保育ニーズの高まりによる待機児童の恒常的な解消、施設の老朽化への対応といった諸課題を解決し、持続的かつ質の高い就学前教育・保育の充実を推進するため、公立幼稚園・保育所を、認定こども園へ移行させることを基本として、統合・再編を検討しており、施設の充実とともに、子ども一人ひとりを支える人材の確保と指導者の育成にも取り組みます。

国際化の進展に伴い、外国につながる子どもの増加が見込まれるため、保護者や教育・保育施設等において、受け入れ施設へのサポートが必要となります。保護者の使用可能な言語に配慮し、外国の方が安心して生活できるよう、関係機関と連携を強化し、情報提供や支援体制の充実を図ります。

また、私立の幼稚園・保育所・こども園とも、それぞれの園の個性を活かしながら連携を図り、子ども一人ひとりを大切に育てる教育・保育の充実に取り組みます。

(1) 幼保連携型認定こども園整備事業(公立)

平成30年4月に開園したこども未来館たかわしに続き、2園目の公立幼保連携型認定こども園として、向野保育園の隣接地に園舎等を増築・整備し、恵我之荘幼稚園、丹比幼稚園、向野保育園を再編・統合した(仮称)西部こども未来館を令和4年4月に開園する予定です。

(仮称)西部こども未来館の特徴としては、定員340人規模で、小学校就学前の0～5歳の子どもを対象とし、3～5歳については、保護者の就労に関わらず通うことができます。また、子どもや兄弟姉妹が減少する中、健やかな成長にとって大切な集団活動や異年齢交流の機会を確保するとともに、地域で子どもを育てているすべての家庭に対して子育て相談等の支援を行います。

令和2年度より本体工事に着手し、運営内容やカリキュラムについて検討を進めていきます。

(2) 幼保一体化推進事業(公立)

制度上の幼保一体化の方針のもと、幼保連携型認定こども園の職員資格として、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有が必要となることから、いずれか一方のみの資格を保有している一部未併有の職員に対し、令和元年度から2年度にかけて必要な講習を受講できるように機会を設け、免許・資格の併有化を図ります。

また、公立幼保連携型認定こども園における共通カリキュラムの作成を通して、幼稚園教諭・保育士の交流を図り、教育観・保育観の意見交換を通して、相互理解を図るほか、幼稚園教諭・保育士を対象とした研修体制の見直し等により研修機会の充実を図り、職員の資質向上を図ります。

(3) 教育・保育施設への円滑な受け入れ体制の整備

外国につながる子どもへの入園情報の提供、入園後の生活やそれぞれの事情に応じた丁寧な支援を行います。具体的には、子育てネットの受信機能を利用し、保護者の使用可能な言語で子育てに関する情報の提供及び相談等を行うとともに、日常生活の中で利用できるサービスの情報を提供し、子どもや保護者が安心して生活ができる環境づくりを支援します。

また、保育士と保護者、保護者同士が円滑にコミュニケーションを取ることができるよう、公立の施設に通訳機器の導入や通訳者の派遣等を行います。そして使いやすさ等を検証し、私立の施設にも順次、導入の検討を行います。

(4) 多文化共生事業

本市に在住する外国人が住みやすく、また、海外からの来訪者が過ごしやすくなるように、大阪府国際交流財団をはじめとする各種団体等からの生活支援等にかかる活動等について、情報提供を行い、ボランティア団体が実施している教室やイベント開催について支援します。

(5) 帰国・外国人児童生徒適応支援事業

渡日間もない児童・生徒が、生活するために必要な日本語（サバイバル日本語）及び学習言語としての日本語の習得について引き続き支援します。また、周りの児童・生徒や教員とコミュニケーションを取るための通訳、保護者が日本語以外の言語の通訳者の派遣、外国につながる児童・生徒に対する理解（多文化理解）及び母国語の保障の支援を行います。

■重点施策1の指標の設定

		実績 平成30年度	目標値 令和4年度	目標値 令和6年度
事業名	幼保連携型認定こども園整備事業(公立)	1箇所	2箇所	2箇所
指標	施設整備件数			
事業名	幼保一体化推進事業(公立)	未実施	全園	全園
指標	実務体験研修実施園			
事業名	教育・保育施設への円滑な受け入れ体制の整備	未実施	100% (公立園)	100% (公立園)
指標	通訳機器の導入や通訳者のボランティアの登録者数			
事業名	多文化共生事業	487人	500人	500人
指標	日本語教室学習者数			
事業名	帰国・外国人児童生徒適応支援事業	50%	70%	90%
指標	日本語能力測定(対象者のうちN3 ⁵ 相当以上の割合)			

⁵N3: 日常的な場面で使われる日本語をある程度理解できるもの(測定値:N1~5で、N1が一番難しい)

重点施策2 包括的かつ切れ目のない支援体制の充実

素敵な出会いに希望を持ち、妊娠期から安心して出産、その後の子育てに対する負担や不安・孤立感を和らげることができるように、専門員や地域が保護者に寄り添い、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じられるような、包括的な支援を行います。

(1) 少子化対策事業

急速な少子化の流れを緩やかなものにするため、企業等と協働し、本市の特色を活かした「結婚を希望する方の支援」を進める上で必要な調査・研究を行います。

(2) 子育て世代包括支援センター機能の充実

安心して妊娠・出産ができ、子育ての不安や悩みを少しでも軽減できるように、引き続き妊娠届の機会を活かしてすべての妊産婦と面談を行い、産前・産後のサポートを行います。また、子育て期の親子が相互に交流することができ、気軽に相談することができる環境を整え、包括的・継続的な支援を実施します。

また、発達に不安のある子ども、虐待の恐れのある家庭等を早期に発見し、適切な対応ができるように、関係機関との連携を強化します。

(3) 子ども家庭総合支援拠点設置事業

すべての子どもの権利を擁護するため、子どもたちの暮らしに最も身近にかかわる基礎自治体である市において、すべての子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、実情の把握や子ども等に関する相談全般をはじめ、通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や、必要な調査・訪問等による継続的な支援を行う拠点を整備します。

子どもの権利、自立を擁護する立場から、妊娠期・周産期を経て子どもの社会的自立期に至るまで切れ目なく包括的継続的な支援を行います。子どもの安全を第一に優先し、子どもの「最善の利益」を念頭に、常に支援のあり方を評価・改善する体制も整えていきます。

拠点の設置にあたっては、市役所内で担当チームを編成し、拠点が担う事業の具体的な内容や人材の確保、資格取得のための研修計画等を検討します。

(4)ペアレント・サポート事業

発達障害児への早期支援として、身近な場で保護者が自分自身や子どもを肯定的に捉えることができるよう支援する「ペアレントプログラム」等の子育て支援を進めます。

令和元年度より、発達障害の子どもを持つ保護者で、一定のトレーニングを受けた者が助言等を行う「ペアレントメンター事業」を実施しています。専門家による支援とは違い、共感的なサポートができることから、継続的に実施していく必要があります。

また、大阪府で実施している保護者や支援者（保育士・保健師・福祉事業所の職員）向けのペアレントプログラム研修に、保育士等の支援者が参加しています。今後は、習得した技術を活かして発達障害のある子どもの保護者や家庭を支援していきます。

■ペアレントプログラムのねらい

1. 保護者が子どもの「性格」ではなく、「行動」で考えることができるようになること
2. 子どもを叱るのではなく、できたことをほめて対応すること
3. 保護者が仲間を見つけられること

以上の3点をねらいとし、保護者が自分自身や子どもを肯定的にとらえることができるよう支援します。

(5)子育てネット(インターネットサイト)運用事務事業

子育てネットは現在、対象年齢別に、健診の内容や相談事業、幼稚園や保育所の制度や手続き、またイベント情報等のお知らせを発信しています。

スマートフォンで手軽に情報を入手することができるため、今後は市内の公園情報や、地域の子育て支援の取り組みについても事業紹介を行うなど、子どもに関するイベント等、より多く掲載するとともに、利用者の視点に立った情報の発信に工夫していきます。

また、一方的な情報発信にとどまらず、市民による子育ての悩みについて、メールでの相談受付や知りたい情報の問い合わせに応じるなど、気軽に双方向の活用ができるよう研究を行います。

■重点施策2の指標の設定

		実績 平成30年度	目標値 令和4年度	目標値 令和6年度
事業名	少子化対策事業	732人	630人 (推計人口より24人増)	600人 (推計人口より30人増)
指標	出生数			
事業名	子育て世代包括支援センター機能の充実	83.0%	85.0%	85.0%
指標	妊娠・出産に満足している者の割合 (健診時アンケート結果より)			
事業名	子ども家庭総合支援拠点設置事業	未設置	1箇所	1箇所
指標	拠点設置件数			
事業名	ペアレント・サポート事業	就学前 25.7% 小学生 21.7%	減らす	減らす
指標	病気や発育発達に関して不安がある人の割合 (平成30年度アンケート結果より)			
事業名	子育てネット(インターネットサイト)運用事務事業	78,142回	100,000回	100,000回
指標	サイト閲覧回数			



重点施策3 子どもの居場所づくりと子どもの安心安全対策

地域において子どもたちが集い、体験活動を進めるための活動拠点や居場所を整備するとともに、子どもたちが地域に愛着を感じ、郷土愛が育まれるよう、自然・社会・文化等が体験しやすい学習の機会の充実に取り組みます。

また、若者が多様な交流の中で成長し、活躍する場をつくり、大学への進学支援や不登校の子ども、ひきこもり、若年無業者の若者支援等に取り組みます。

様々な事件や事故から子どもたちを守るため、学校・保護者・地域で子どもを見守る体制を整え、子どもたちの安全を確保します。災害発生時には、自分や周りの人の命を守る行動が取れるように、防災・減災の知識を身につける取り組みを推進します。

(1)放課後子ども教室事業

市内 13 小学校、1 義務教育学校で放課後や週末に学校の施設を利用し、子どもたちの居場所づくりとして、スポーツ、文化活動、様々な遊び、地域ボランティアとの交流、学習活動等を実施しています。

(2)はびきの中学生 study-O事業

中学生を対象に、学習の習慣づけや学力の向上を目的として、市役所内の会議室等において自学自習の場を提供し、市職員及びサポートスタッフが一人ひとりの習熟度に応じた助言や個別指導を行っています。

(3)小・中学生スポーツクラブ活動事業

市職員が小・中学校のクラブ活動にない女子サッカーや硬式テニスを指導し、運動の場所と機会を提供することで、児童・生徒の健康づくり・居場所づくりの促進を図っています。

(4)児童養護施設退所児童進学応援事業

ダルビッシュ有子ども福祉基金を有効に活用し、児童養護施設を退所する児童の社会的自立を支援します。

(5) 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

警察 OB や防犯の専門家等をスクールガード・リーダーとして委嘱し、各学校を定期的に巡回しています。警備のポイント、改善すべき点等の指導や評価する点を整理するとともに、スクールガードに対する指導等を行うことで子どもの安全を確保します。

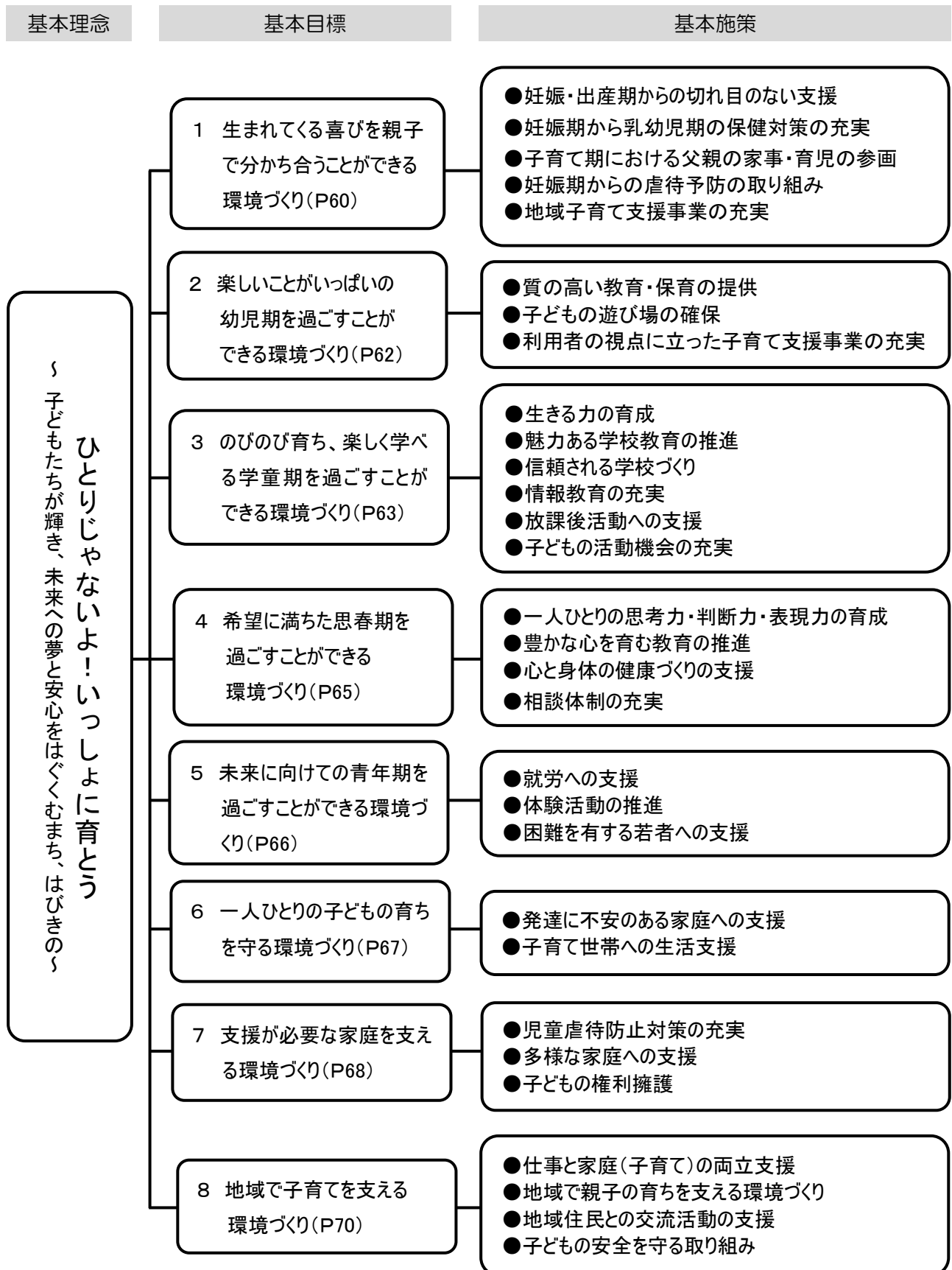
(6) 防災講座・防災研修開催事業

災害発生時に、的確な判断や行動が取れるよう、防災・減災に関する知識や、自助・共助の意識の向上を図るため、小学生を対象に「こども防災教室」（関西大学の学生による出前講座）を実施しています。

■重点施策3の指標の設定

		実績 平成30年度	目標値 令和4年度	目標値 令和6年度
事業名	放課後子ども教室事業	272回	280回	280回
指標	1年間に開催した教室延べ回数			
事業名	はびきの中学生 study-O事業	69.8%	75%	75%
指標	利用した生徒の満足度			
事業名	小・中学生スポーツクラブ活動事業	157人	160人	160人
指標	登録者数			
事業名	児童養護施設退所児童進学応援事業	3人	3人	3人
指標	対象人数			
事業名	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	85日	100日	100日
指標	1年間のスクールガード・リーダー派遣日数			
事業名	防災講座・防災研修開催事業	2校	3校	4校
指標	小学校実施数			

計画の施策体系



基本施策

- (1) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援
- (2) 妊娠期から乳幼児期の保健対策の充実
- (3) 子育て期における父親の家事・育児の参画
- (4) 妊娠期からの虐待予防の取り組み
- (5) 地域子育て支援事業の充実

基本施策(1) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

● 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

妊娠の届け出から出産までを安心して過ごし、その後の子育てにも不安を感じないように、いつでも相談できる体制や情報提供等、保護者に寄り添った「切れ目のない支援」を行います。

基本施策(2) 妊娠期から乳幼児期の保健対策の充実

● 妊娠期から乳幼児期における保健事業の推進

妊産婦及び乳幼児に対する健康診査を通して、妊娠や出産、育児不安の軽減を図るとともに、保健指導や相談を実施し、妊娠期の母親の健康と乳幼児の健康の維持、向上に努めます。

また、入院治療を必要とする低体重児が適切に医療を受けることができるよう、経済的な支援を充実させるとともに、定期予防接種等の実施を通して、感染症の予防や蔓延の予防に努めます。

● 小児救急医療の提供と近隣市との連携

乳幼児の小児救急体制については、近隣市や関係機関と連携を強化します。

● 食育の推進

妊娠期から「食」に関する学習会を開催し、離乳食講習会等を通して、それぞれの年齢に応じた子どもの食事の試食会を実施することで、保護者の不安の軽減に努めます。

基本施策(3)子育て期における父親の家事・育児の参画

●父親の育児における積極的な取り組みの支援

家庭における子育ての負担や不安を和らげ、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるように、「父親の家事・育児参加」を支援します。

基本施策(4)妊娠期からの虐待予防の取り組み

●妊娠期からの虐待予防・早期発見の取り組み

妊娠・出産・育児に不安を抱えている妊産婦を対象に、助産師や保健師が訪問し、養育環境の確認を行い、養育支援が必要な家庭を早期に把握し、関係機関と連携しながら必要な支援を行います。

基本施策(5)地域子育て支援事業の充実

●親子で楽しめる居場所づくり

子育て中の保護者同士が子育ての不安や喜びを共有できる居場所づくりを提供するとともに、子育てに必要な情報提供を行います。



基本施策

- (1) 質の高い教育・保育の提供
- (2) 子どもの遊び場の確保
- (3) 利用者の視点に立った子育て支援事業の充実

基本施策(1) 質の高い教育・保育の提供

● 質の高い教育・保育の提供

子ども一人ひとりに寄り添った教育・保育を提供するため、幼稚園教諭・保育士等への研修を実施するほか、専門性を持つ指導主事や幼児教育アドバイザーを確保し、指導者の育成を図ります。

また、小学校との連携の強化に取り組みます。

● 教育・保育施設における事故防止や発生時の対応

乳幼児期の安全性を確保するため、修繕が必要な設備や機器の更新を進めるとともに、事故が発生した際に迅速に適切な対応がとれるよう体制を整えます。

基本施策(2) 子どもの遊び場の確保

● 憩いの場や交流の場の整備

子どもとともに、子育て中の保護者や地域の方の憩いの場や交流の場となるように、地域の公園整備や安全性の確保に努めます。

基本施策(3) 利用者の視点に立った子育て支援事業の充実

● 利用者の視点に立った地域子育て支援拠点事業の充実

利用者の意見を聞きながら地域における「子育て支援事業」の充実に努め、また、地域ネットワークを形成し、広く利用されるように十分な周知を行います。

● 子育て支援サービス等の情報提供の促進

子育て支援サービス等の様々な支援を希望する人が円滑にサービスを利用できるように、利用者へ届く情報提供のあり方を研究し、効果的な情報提供に努めます。

基本施策

- (1) 生きる力の育成
- (2) 魅力ある学校教育の推進
- (3) 信頼される学校づくり
- (4) 情報教育の充実
- (5) 放課後活動への支援
- (6) 子どもの活動機会の充実

基本施策(1) 生きる力の育成

●一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実

子どもたちが「基礎学力」を身につけ、社会の変化の中で主体的に生きることができるよう、子ども一人ひとりに応じたきめ細かい指導の充実に努めます。

●学校におけるスポーツ環境の充実

子どもの健やかな身体をつくり、体力の向上を図るため、学校におけるスポーツ環境の充実に努めます。

基本施策(2) 魅力ある学校教育の推進

●子どもの読書活動の推進

読書の習慣を身につけ、「考える力」「感じる力」「想像する力」「表す力」「国語の知識等」を育みます。

●地域の生活・歴史・文化・自然の教材化の促進

本市の歴史・文化・自然を活かした教材を学校教育の中に取り入れるとともに、地域の生活・歴史・文化等の地域教育活動を進めます。

●学校施設及び適切な学校運営

子どもが快適な学校生活を送ることができるよう、適切な学校運営に努めます。

基本施策(3)信頼される学校づくり

●教職員研修の促進

子ども一人ひとりに寄り添う人権尊重の教育を行うため、教職員の研修を実施します。

基本施策(4)情報教育の充実

●情報教育の充実

グローバル人材の育成に向けてICT教育を充実させるなど、子どもたちが意欲を持って学ぶ力を育みます。

基本施策(5)放課後活動への支援

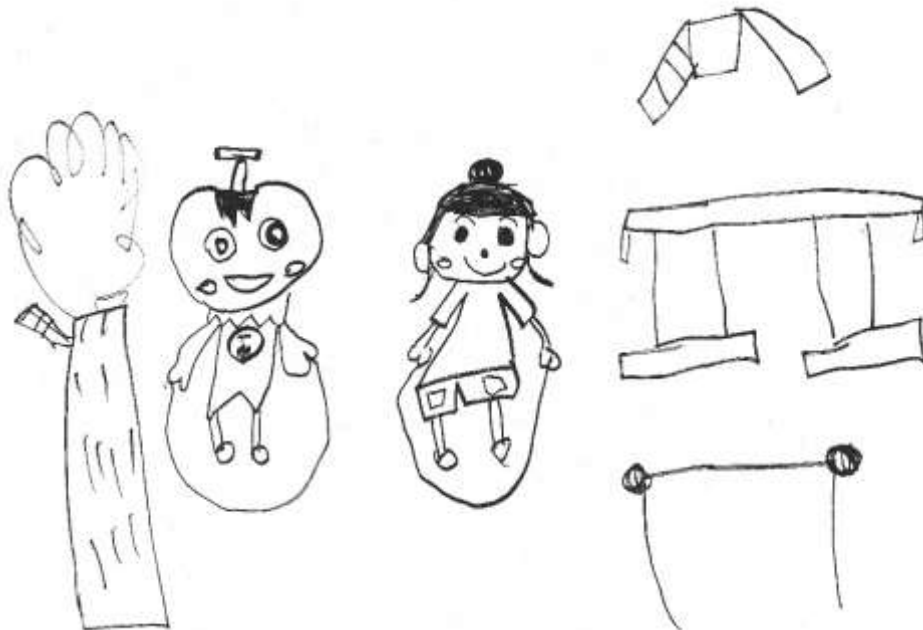
●新・放課後子ども総合プランの実施

国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、すべての児童が放課後等を安心安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）と放課後子ども教室の充実及び連携を引き続き行います。

基本施策(6)子どもの活動機会の充実

●地域における子どもの活動機会の確保

地域において子どもが自主的に参加し、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる機会の充実に努めます。



基本施策

- (1)一人ひとりの思考力・判断力・表現力の育成
- (2)豊かな心を育む教育の推進
- (3)心と身体の健康づくりの支援
- (4)相談体制の充実

基本施策(1)一人ひとりの思考力・判断力・表現力の育成

●すべての子どもの基礎学力の定着

基礎的・基本的な知識と技能、思考力、判断力、表現力等、子どもが主体的に学習に取り組めるように、教育内容、方法の充実に努めています。

●生涯学習・スポーツの基盤づくり

生涯学習やスポーツに対する学習意欲・運動意欲を支え、一人ひとりが持つ力を最大限に伸ばす機会を提供します。

基本施策(2)豊かな心を育む教育の推進

●豊かな心を育む教育の推進

自分の大切さとともに、他の人の大切さを認める「自尊感情」や「自己肯定感」を高めるため、子どもの心に響く道徳教育等を実施し、豊かな心を育む教育を推進します。

基本施策(3)心と身体の健康づくりの支援

●思春期から青年期に向けた保健対策

10代の自殺や性、不健康やせ等、子どもの心身の健康に関する重要な課題を認識し、心と身体の保健対策の充実に努めます。

基本施策(4)相談体制の充実

●児童・生徒の心のケアを進める相談体制の充実

児童・生徒の心のケアを進める相談体制の充実に向け、スクールカウンセラーとの連携をはじめ、いじめの問題等に正面から向き合い、学校・家庭・地域及び関係機関とネットワークづくりを進めます。

基本施策

- (1) 就労への支援
- (2) 体験活動の推進
- (3) 困難を有する若者への支援

基本施策(1) 就労への支援

● 就労機会の提供と進路指導

社会全体において若者の自尊感情を高め、働くことの意義や働きがいを体得できる機会を提供するとともに、就職機会の提供と進路指導の充実に努めます。

基本施策(2) 体験活動の推進

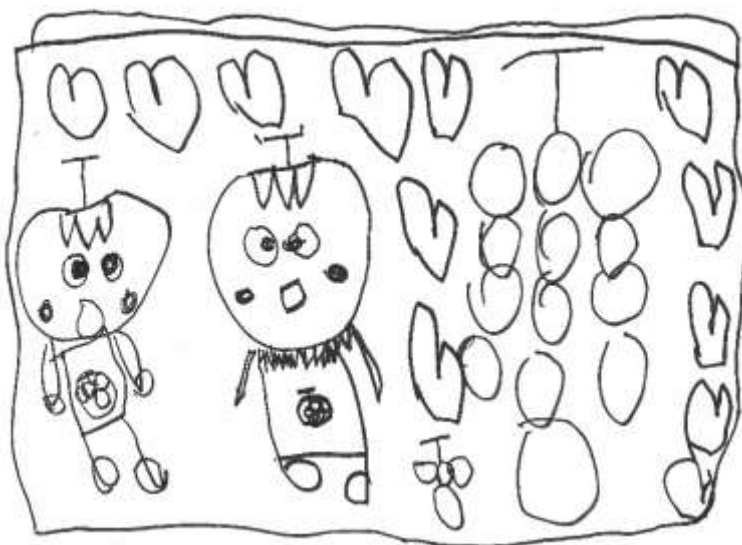
● 地域における青年の仲間づくりの促進

子どもが自分で課題を見つけ、主体的に判断し、行動できるように、ボランティア活動に関する情報提供やリーダー育成のための体制づくりに取り組みます。

基本施策(3) 困難を有する若者への支援

● 青少年の非行防止や困難を有する若者への相談や支援体制の充実

いじめや少年非行等の対応は、学校・児童相談所等、地域での支援ネットワークが重要となることから、各学校区で情報交換・情報共有を図りながら、個別的・具体的な支援を進めます。



基本施策

- (1) 発達に不安のある家庭への支援
- (2) 子育て世帯への生活支援

基本施策(1) 発達に不安のある家庭への支援

● 発達の状態に応じた療育の保障

特別な支援が必要な子どもの健全な発達を支援するため、発達の状態に応じたサービスの提供を行います。また、早期に適切な療育支援を行えるよう、専門職員との連携を強化するとともに、子ども一人ひとりに応じた療育を保障します。

● 支援が必要な子どもの受け入れ体制の確保と指導者の資質の向上

学校園や放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）において、障害児等、特別な支援が必要な子どもを受け入れることができるよう、保育士や教職員、支援員等の資質向上を図るとともに、理解促進に努めます。

● 教育相談・就学相談の実施

障害の有無に関わらず、子どもにとって最適な教育・保育環境を選択できるよう、教育相談・就学相談を行います。

● 本人や保護者への情報提供と相談体制の充実

障害児や発達に不安のある児童とその保護者に対して必要な情報が届くよう、情報誌やインターネット等の各媒体を通して情報を発信するとともに、各種健診や園庭開放等の機会を通して保護者の気持ちに寄り添った相談体制を整えます。

基本施策(2) 子育て世帯への生活支援

● 子育て世帯への経済的支援

一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、児童手当や子ども医療費等、子育て世帯に経済的支援を実施します。

基本施策

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) 多様な家庭への支援
- (3) 子どもの権利擁護

基本施策(1) 児童虐待防止対策の充実

● 虐待の予防・養育支援家庭の早期発見・関係機関との連携強化

養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を予防するほか、虐待の早期発見・早期対応に努め、第一に子どもの意見を尊重し、子どもの権利が守られているかを常に評価する体制を整備します。

● 専門性を有する職員の配置による体制強化

保健・医療・福祉・教育等の専門性を持った職員が、すべての子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、実状の把握や相談対応ができるような体制を整え、関係機関と連携して継続的な支援を行います。

基本施策(2) 多様な家庭への支援

● ひとり親家庭に対する相談・就業・生活等の支援(羽曳野市ひとり親家庭等自立支援計画)

ひとり親家庭は、育児や家事の負担も大きく、経済的な援助が必要となることから、子育て・生活支援、就業支援、養育費確保支援、経済的支援等、総合的な対策を母子・父子自立支援員を中心に関係相談機関との連携を強化し、適切に実施していきます。

● 生活困窮家庭や多子世帯への支援

生活困窮家庭や多子世帯に対してそれぞれの家庭の現状を把握し、養育費の確保、就業支援、子育て支援、経済的支援等、総合的な対策を適切に実施します。

国の「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、本市の課題を把握するとともに、必要な施策を検討します。

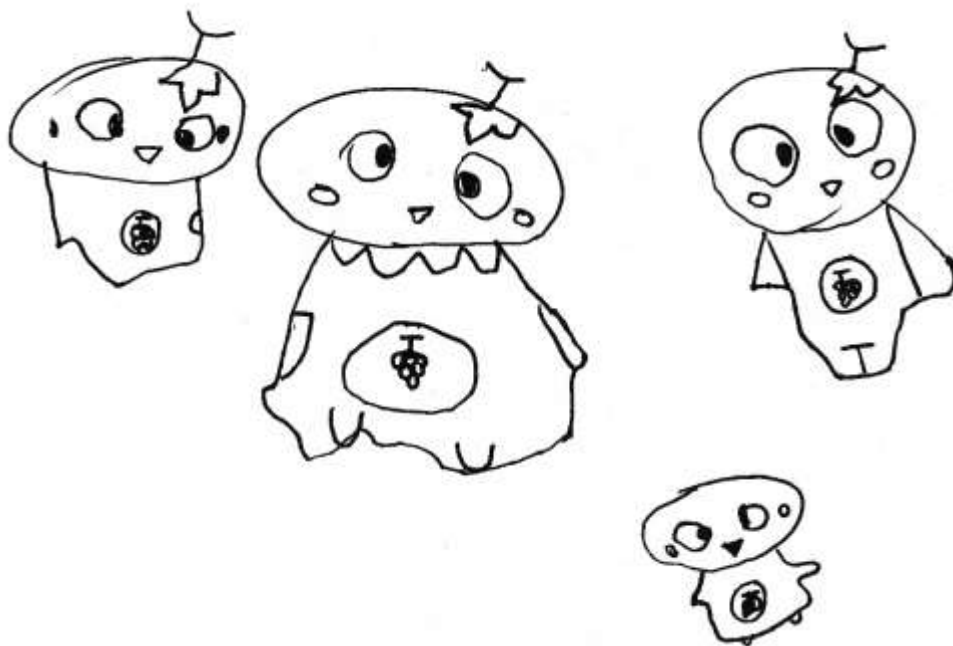
● 外国人及び外国につながる子ども・保護者への支援

外国人及び外国につながる子どもやその保護者が安心して日常生活を送ることができ、円滑な教育・保育等を利用できるよう支援体制を整えます。

基本施策(3)子どもの権利擁護

●子どもの権利擁護

児童虐待や貧困の連鎖等、権利の侵害に対する早期発見・早期対応に努めるため、子ども一人ひとりが自分らしく生きる権利があることについて、市民一人ひとりが理解を深めるために、人権教育及びその啓発に取り組みます。また、子どもが人権侵害を受けた場合等、適切な対応ができるように相談体制の充実に努めます。



基本施策

- (1) 仕事と家庭(子育て)の両立支援
- (2) 地域で親子の育ちを支える環境づくり
- (3) 地域住民との交流活動の支援
- (4) 子どもの安全を守る取り組み

基本施策(1) 仕事と家庭(子育て)の両立支援

●ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた事業主・市民への啓発

仕事と生活の調和の実現に向け、労働者・事業主・地域住民の理解が進むように広報・啓発活動を行うとともに、仕事と子育ての両立のため、乳幼児期の教育・保育及び放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の充実を図り、多様な働き方に対応した子育て支援を進めます。

基本施策(2) 地域で親子の育ちを支える環境づくり

●親子の育ちを応援する家庭教育支援

地域や学校等との豊かなつながりの中で家庭教育が行われるように、親子の育ちを応援する機会を充実させ、家庭や地域の教育力の向上に努めます。

基本施策(3) 地域住民との交流活動の支援

●地域における支え合いの仕組みづくり

子育てを地域で支え合うことができるよう、市民の自主的活動やネットワークづくり、各校区での地域活動を支援します。

●地域で子どもを守り支える居場所づくり

子どもが地域で安心して過ごすことができるよう、居場所づくりを推進します。

基本施策(4) 子どもの安全を守る取り組み

●子どもの安全確保

家庭や地域の関係機関、関係団体とも連携しながら、地域全体で子どもの安全を見守る環境を整備します。